

<改正後全文>

雇児発第 0502001 号  
平成 17 年 5 月 2 日

(改正経過)

雇児発第 0403009 号  
平成 18 年 4 月 3 日  
雇児発第 0330026 号  
平成 19 年 3 月 30 日  
雇児発第 0331014 号  
平成 20 年 3 月 31 日  
雇児発第 0331027 号  
平成 21 年 3 月 31 日  
雇児発 0324 第 7 号  
平成 22 年 3 月 24 日  
雇児発 0514 第 1 号  
平成 24 年 5 月 14 日  
雇児発 0610 第 1 号  
平成 25 年 6 月 10 日  
雇児発 0513 第 8 号  
平成 26 年 5 月 13 日  
雇児発 0615 第 2 号  
平成 27 年 6 月 15 日  
雇児発 0727 第 2 号  
平成 28 年 7 月 27 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 児童虐待防止対策支援事業の実施について

児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 11 年 6 月 18 日雇児発第 519 号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」、平成 14 年 1 月 18 日雇児発 0118007 号本職通知「虐待思春期問題情報研修センター事業の実施について」及び平成 16 年 6 月 23 日雇児発第 062301 号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。

## 児童虐待防止対策支援事業実施要綱

### 第1 目的

近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。

また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。

このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、児童の安全確認体制の強化及び児童虐待の防止に資する広報啓発等を実施するほか、市町村における児童の安全確認のための体制整備及び児童虐待に対応する職員等の資質向上を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、第3に定める事業のうち、1（2）①から③まで、3（2）①及び10については、都道府県等及び市町村とし、3（2）②については、都道府県及び指定都市とし、3（2）③については、都道府県等、中核市及び特別区とし、11については、市とする。

なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外部委託することができる。

### 第3 事業内容

以下の1～13までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

#### 1 児童虐待防止対策研修事業

##### （1）趣旨

児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童虐待に携わる職員の資質の向上を図る研修等を実施することにより、子どもの福祉の向上を図るものである。

##### （2）事業の内容

##### ① 協力体制整備事業

ア 都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職

員、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」とする。）の子どもの保護・育成に熱意のある者に対し、児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心とした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。

イ 都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。

## ② 専門性強化事業

ア 都道府県等は、地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。

イ 児童相談所職員又は市町村職員等に対する専門研修

（ア）都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化する研修（③児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等に該当するものを除く。）を企画し、実施する。

（イ）都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等への参加を促進する。

## ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等

ア 都道府県等は、保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）（以下、「厚生労働大臣が定める研修（講習会）」という。）を実施する。

イ 都道府県等又は市町村は、児童福祉司、児童心理司又は市町村児童家庭相談担当職員（以下、「児童福祉司等」という。）に関する新任時の研修を企画し、実施する。

## ④ 未成年後見人制度研修

平成24年4月より新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度等の研修を実施する。

## (3) 実施方法

### ① 協力体制整備事業

ア 児童虐待等に関する専門研修

（ア）児童相談所長は、研修を企画・実施し、又は児童虐待に関する各種研修等に参加させること。

（イ）児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮すること。

（ウ）児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。

（エ）児童相談所長は、市町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、参加を決定した場合には市町村長を通じ通知するものとする。なお、主任児童委

員は、原則として全員が研修を受けること。

イ 人材の登録

- (ア) 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備すること。
- (イ) 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに市町村の広報等により住民に周知を図ること。
- (ウ) 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図ること。
- (エ) 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市町村の児童福祉担当者が出席すること。

② 専門性強化事業

- ア 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。
- イ マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。
- ウ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。
- エ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。
- オ 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性強化のための研修は、研修受講者の実務経験等に応じた研修を企画・実施し、又は、児童虐待に関する各種研修等に参加させること。
- カ 児童相談所又は市町村の専門性強化のために企画される研修の内容には、(2)②アのマニュアル等や医療機関等の関係機関との連携等に関する内容を含めること。

③ 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等

ア 研修（講習会）の実施基準

- (ア) 実施主体は都道府県等又は都道府県等からの委託を受けた社会福祉法人等とする。
- (イ) 受講の対象者は、都道府県等及び市町村の職員（要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員を含む）とする。
- (ウ) 講義及び演習により行うこと。
- (エ) 厚生労働大臣が定める研修（講習会）については、概ね3月以内とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めること。

イ 研修（講習会）の内容

研修（講習会）の内容は、以下に定めるもの以上とすること。

### 【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論

### 【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修（講習会）の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること

### ウ 留意事項

研修（講習会）の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

### エ 児童福祉司等の新任時の研修の実施基準

（ア）実施主体は都道府県等又は市町村（都道府県等又は市町村から委託された者を含む。）とする。

（イ）受講の対象者は、新任の児童福祉司等（人事異動等により、再度児童福祉司等に任用された者を含む。）とする。

（ウ）講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。

（エ）研修期間は、本研修が専門職としての資質の向上を図るためのものであることに留意して適切に定めること。

### オ 児童福祉司等の新任時の研修の内容

児童福祉司等の新任時の研修の内容は、「児童相談所及び市町村の職員の充実について」（平成24年2月23日付雇児総発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）で示されている内容に沿ったものであること。

### ④ 未成年後見人制度研修

ア 児童相談所長は、研修を企画し、実施すること。

イ 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。

ウ 児童相談所長は、未成年後見人が必要とされる児童を把握した場合、研修修了者と連携し、未成年後見人制度の活用を検討すること。

### （4）その他

（2）①～④に掲げる事業については、地域の実情に応じ合わせて実施することができる。

## 2 保護者指導・カウンセリング強化事業

### （1）趣旨

児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指し

た積極的な子どもや保護者に対する指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。

## （2）事業内容

以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）

### ① 保護者指導支援カウンセリング事業

児童福祉司と連携して継続的な保護者指導を行う児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（以下「保護者指導支援員」という。）を配置し、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭復帰への取組の強化を図る。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

### ② 家族療法事業

本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。

### ③ ファミリーグループカンファレンス事業

保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供する。

### ④ 宿泊型事業

一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。

## （3）実施方法

### ① 保護者指導支援カウンセリング事業

ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うこと。

イ 保護者指導支援員を確保する社会福祉法人等に事業を委託することができる。

ウ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。

(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うこと。

(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うこと。

(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うこと。

エ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこと。

## ② 家族療法事業

ア 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。

イ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とすること。

ウ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

## ③ ファミリーグループカンファレンス事業

ア (2)③に掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とすること。

イ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。

## ④ 宿泊型事業

ア この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族

(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族

イ 事業内容

個々のケースに応じて次のような事業を実施。

(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練

(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議

(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り

(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言

エ その他

宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。

#### (4) 留意事項

- ① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。
- ② 本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。
- ③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする
- ④ 子ども、保護者の状況に応じた保護者指導を実施するため、(2) ②～④に掲げる事業以外の特定のプログラムに基づく保護者指導についても、本事業の対象とする。

### 3 医療的機能強化等事業

#### (1) 趣旨

都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得るとともに、緊急一時保護などの円滑な委託を図ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分だったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図るものである。

#### (2) 事業内容

以下の①～③のいずれかの事業を実施することとし、複数の事業を組み合わせ実施することが望ましい。

##### ① 医療的機能強化事業

###### ア 対象者

児童相談所又は市町村で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む。）及び保護者で、児童相談所長又は市町村長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者。

###### イ 実施方法

(ア) 都道府県等又は市町村は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施



するものとする。

(イ) 協力医療機関は、対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

② 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県及び指定都市は、アからエまでに掲げる事業を実施するものとする。

ア 児童虐待専門コーディネーターの配置

都道府県及び指定都市の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター(児童虐待の専門知識を有するメディカルソーシャルワーカー(MSW)等)を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。

イ 児童虐待対応に関する相談への助言等

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。

ウ 児童虐待対応向上のための教育研修

地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。

エ 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。

③ 地域の医療機関への研修等事業

地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するための研修を実施する。

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。

(2) 事業内容

① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。

② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁

判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

## 5 児童相談所体制整備事業

### (1) 趣旨

高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制の支援、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。

### (2) 事業内容

#### ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。

#### ② 市町村との連携強化事業

児童相談所等の持っている相談対応や援助技術等の提供等により市町村における相談体制の充実を図る。

#### ③ 24時間・365日体制強化事業

各児童相談所に対し行われる通告・相談に夜間・休日を問わず、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員等の非常勤職員等を配置する。（以下、児童相談所の開所時間外に対応するのは「24時間体制対応協力員」、祝休日に対応するのは「365日体制対応協力員」という。）

### (3) 実施方法

#### ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行う。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図る。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行う。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会、8の「評価・検証委員会」等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

② 市町村との連携強化事業

都道府県等は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OBや保健師OB等を児童相談所等に配置し、年間を通じて市町村に派遣・巡回させ、市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組み、援助技術等の提供を行う。

イ 市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施する。

③ 24時間・365日体制強化事業

ア 「24時間体制強化」については、各児童相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる通告・相談に対応する24時間体制対応協力員を時間外に配置する。

イ 「365日体制強化」については、各児童相談所が閉所している祝休日に行われる通告・相談に対応する365日体制対応協力員を祝休日に配置する。

ウ アに掲げる時間帯またはイに掲げる祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合に、その代替として平日の開所時間に24時間体制対応協力員又は365日体制対応協力員を配置する場合の体制強化についても対象とする。

エ 24時間体制対応協力員及び365日体制対応協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

(ア) 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者

(イ) 教員として従事した経験を有する者

(ウ) 児童福祉司として従事した経験を有する者

(エ) 児童心理司として従事した経験を有する者

(オ) 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者

(カ) 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者

(キ) 児童福祉事業に熱意があって、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者

オ 留意事項

(ア) 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。

(イ) 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなけ

ればならないこと。

(ウ) 相談業務自体を外部委託する場合には、エに掲げる(ア)～(キ)の要件を鑑み、その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体に委託すること。

(エ) 虐待対応における初動の重要性を鑑み、各都道府県等は夜間・休日の体制整備の一層の充実に努めること。

## 6 一時保護機能強化事業

### (1) 趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県等は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価(アセスメント)を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

### (2) 事業内容

次のいずれかの一時保護対応協力員を配置する。

#### ① 学習指導協力員

保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行うものとする。

#### ② 障害等援助協力員

疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。

#### ③ トラブル対応協力員

混合援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。

#### ④ 専門的ケア対応協力員

保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行うものとする。

#### ⑤ 一時保護委託付添協力員

児童養護施設や医療機関等へ一時保護委託を行う場合や、一時保護所又は一時保護委託した児童養護施設等から学校に通う際の付添を行うものとする。

#### ⑥ その他(外国人対応協力員(通訳など)等)

個々の保護している子どもが抱える問題(言語面等)を踏まえ、的確な

アセスメントが行えるよう、児童指導員を補助することとする。

### (3) 実施方法

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、(2)の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

### (4) 留意事項

- ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。
- ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。
- ③ (2) ①の学習指導協力員が行う学習指導については、児童の学齢等を考慮した対応に努めること。

## 7 官・民連携強化事業

### (1) 趣旨

都道府県等（児童相談所）は、要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。

### (2) 事業内容

#### ① 民間団体委託推進事業

都道府県等は、児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の発掘調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

#### ② 民間団体活動推進事業

都道府県等は、民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。

#### ③ 民間団体育成事業

都道府県等は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県等自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等を実施する。

## 8 評価・検証委員会設置促進事業

(1) 趣旨

児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーとした委員会を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発生時においても評価と助言等を行うものである。

(2) 構成員

当該委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日 雇児総発第0314002号）」（以下「検証通知」という。）の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

(3) 事業内容

検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。

- ① 児童相談所の評価方法についての検討、評価指標、チェックリスト等の作成
- ② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成
- ③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施
- ④ ③に基づく報告書の作成、公表

(4) 留意事項

本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実施するものであることから、当該委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。

9 未成年後見人支援事業

(1) 趣旨

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするものである。

(2) 事業内容

- ① 未成年後見人の報酬補助事業（以下「報酬補助事業」という。）

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬の付与が認められた者に対して、予算の範囲内で補助する。

- ② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（以下「損害賠償保険

料補助事業」という。)

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償の保険料を補助する。なお、損害賠償保険料補助事業の運営主体は、社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）とする。

### (3) 共通項目

#### ① 対象とする未成年後見人

報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる未成年後見人は、児童福祉法（以下「法」という。）第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より選任され、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていること。

ア 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1千万円未満であること

イ 被後見人の親族以外の者であること。ただし、被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されており、当該被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親が未成年後見人となった場合は対象としない（当該法人について、被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。

#### ② 対象期間

報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象期間は、原則被後見人が20歳に到達する日の前日までとする。なお、児童相談所長は1年に1回以上被後見人、未成年後見人の状況を確認すること。

### (4) 報酬補助事業の申請等

#### ① 報酬補助事業の申請者

(3) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、額が決定された者とする。

なお、法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行った児童相談所長は、当該未成年後見人に対し報酬補助の取扱いに関する資料を提供するなど、申請手続きの勧奨等に係る取組を行うこと。

#### ② 申請方法

(4) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人は、報酬額決定後、法第33条の8の規定により選任の請求を行った児童相談所を経て、都道府県等に報酬補助の申請を行う。

#### ③ 報酬額

1人あたり年額240,000円（月額上限20,000円×12月）

なお、1人の未成年後見人が複数の児童を後見する場合は、被後見人

1人あたり年額240,000円（月額上限20,000円×12月）とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額240,000円（月額上限20,000円×12月）とする。

また、報酬額については、家庭裁判所が未成年後見人からの申請を受け、当該年度に決定した報酬額に対して、月額20,000円の範囲内で補助を行う。

④ その他

本要綱に定める他、詳細は各都道府県等が定めるものとする。

(5) 損害賠償保険料補助事業の加入申請等

① 損害賠償保険料補助事業の加入申請者

都道府県等が(3)①に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険を日本社会福祉士会に対し、加入申請を行う。なお、加入申請に必要な事項は日本社会福祉士会において別に定めるものとする。

② 損害賠償保険料

未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料

ア 未成年後見人の賠償責任保険

1人あたり年額5,210円

イ 被後見人の傷害保険

1人あたり年額5,780円

なお、1人の未成年後見人が複数の児童を後見する場合の賠償責任保険は、被後見人1人あたり年額5,210円とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額5,210円とする。

また、損害賠償保険の加入が年度途中の場合には、加入する月により、保険料が変更となる。詳細については、日本社会福祉士会において別に定めるものとする。

③ 損害賠償保険の補償限度額

1事故あたりの補償限度額は、次に掲げるものとする。

ア 未成年後見人業務の補償限度額

(ア) 対人事故 1億円（免責金額 1,000円）

(イ) 対物事故 1億円（免責金額 10,000円）

(ウ) 純粋経済損害 200万円（免責金額 10,000円）

(エ) 人格権侵害 200万円（免責金額 10,000円）

イ 被後見人の補償限度額

(ア) 後遺障害 300万円



- (イ) 入院 1日につき1,000円
- (ウ) 通院 1日につき500円
- (エ) 日常賠償責任 1億円(免責金額 1,000円)

④ その他

児童養護施設等を退所した子ども等に対する就職やアパート等を賃借する際、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約については、別途本職通知「身元保証人確保対策事業の実施について」に定める『身元保証人確保対策事業』を活用すること。

## 10 児童の安全確認等のための体制強化事業

### (1) 趣旨

児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際の児童の安全確認等の体制を強化することを目的とする。

### (2) 事業内容

次のいずれかの安全確認等対応職員(非常勤職員)を配置する。

#### ① 安全確認対応職員

児童虐待の通告のあった児童について、目視による安全確認の補助を行う。

#### ② 事務処理対応職員

児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

### (3) 実施方法

安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に置く

### (4) 留意事項

① 安全確認等対応職員については、警察官OB等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。

② 子どもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要があることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週28時間程度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない。

## 11 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業

### (1) 趣旨

要保護児童や要支援児童、特定妊婦への迅速かつ適切な支援・保護のためには、要保護児童対策地域協議会のもとで、関係機関が支援を必要とする児童等に関する最新の情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことが不可欠であることから、電子的情報共有システムの構築を試行的に実施するも

のである。

## (2) 事業内容

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての要保護児童等に関する情報について、セキュリティに配慮しながら関係者が常に更新、検索できるシステムを構築する（改修を含む）。

## (3) 実施方法

システムについては、要保護児童対策地域協議会の調整機関が中心となり、母子保健や児童福祉等の各関係部門の情報を集約できるものとする。

また、調整機関は各関係部門から入手した情報を整理し、関係機関へ提供することにより、要保護児童対策地域協議会の関係機関が最新の情報を共有できる体制を整備する。

## (4) 留意事項

本事業は、システムにより情報を集約するため、個人情報の保護に関する規定に十分留意し、例えば、情報の提供はすべての部門から行うが、情報を閲覧できるのは調整機関のみとするなど工夫して取り組むこと。

## 12 児童虐待防止のための広報啓発等事業

### (1) 趣旨

児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、各都道府県等において、児童虐待防止のための広報啓発等事業を実施することにより、地域住民や子どもの福祉に関わる者の児童虐待に関する意識の向上等を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に資することを目的とする。

### (2) 事業内容

- ① 地域における児童虐待の通告先等の児童虐待に関する情報提供など、地域住民等の児童虐待に関する意識の向上を図るための広報啓発事業。
- ② 広く地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
- ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等に係る費用

## 13 虐待・思春期問題情報研修センター事業

### (1) 趣旨

虐待・思春期問題情報研修センター（以下「研修センター」という。）は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。

(2) 研修センターの運営主体

横浜市が所管する社会福祉法人横浜博萌会とする。

(3) 事業内容

- ① インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題（以下「虐待問題等」という。）に関する情報の収集・提供
- ② 児童相談所などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談
- ③ 児童虐待対応機関職員の研修の実施
- ④ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究
- ⑤ 里親支援及び里親委託の促進に関する調査・研究
- ⑥ その他、必要と認められる事業

(4) 運営方法

- ① 研修センターには、事業を統括する者をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉に関して知識を有する職員を配置するものとする。
- ② 研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、国、横浜市、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととする。

#### 第4 国の助成

国は、都道府県等又は市町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。